

男女共同参画職場づくり事業Q & A

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課

◎調査全般について

Q 1 提出する書類は何ですか。

A 1 次のとおりです。

- ①男女共同参画職場づくり調査票（様式第1号）
- ②男女共同参画職場づくり取組報告書（様式第2号）
- ③重点対象項目の確認関係書類

⇒「令和4年度 男女共同参画職場づくり事業について」の「7 重点対象項目への該当を確認できる添付書類」を御覧ください。

- ④その他報告書の内容を補完する書類

Q 2 提出期限はありますか。

A 2 令和5年1月31日（火）午後5時までに、次世代・女性活躍支援課へ提出してください。なお、持参、郵送等の提出方法にかかるわらず、必着となります。提出書類の記載の不備や添付書類の不足がある場合は、提出期限に間に合わなかつたものとして取り扱う場合がありますので御注意ください。

Q 3 認定書に有効期限はありますか。

A 3 認定書の効力は、認定書に記載の当該入札参加資格審査の効力が及ぶ期間です。

令和4年度に認定を受けた事業者については、建設工事の場合、令和5・6年度適用建設工事入札参加資格審査に反映されます。

Q 4 次世代・女性活躍支援課に直接提出してもいいですか。

A 4 次世代・女性活躍支援課へ、直接、提出願います。

（提出先等）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
電話 018-860-1555 FAX 018-860-3895
E-mail persons@pref.akita.lg.jp

Q 5 県外の事業者ですが、「男女共同参画職場づくり調査票」には秋田の営業所の状況を記入すればよいのですか、それとも会社全体の状況を記入するのですか。

A 5 秋田県内の事業所の有無に関わらず、本社・支店等の全事業所の状況についてお答えください。

Q 6 建設工事と物品供給等の両方について入札参加資格登録をしています。この場合2部提出しなければなりませんか。

A 6 1部の提出で差し支えありません。ただし、その場合には「男女共同参画職場づくり取組報告書」（様式第2号）の「業種」欄において、建設工事と物品供給等の2箇所にチェックを入れてください。

◎調査票の内容について

①女性の登用

Q 7 女性の役職者数（係長相当職以上）が、調査票提出日の属する事業年度は1人で、その前事業年度末日はなし（ゼロ）の場合、10%以上増加の対象となりますか。

A 7 その場合でも、女性の登用に取り組んでいるものと認められることから対象となります。

②仕事と家庭の両立

Q 8 確認書類の一つとして、「就業規則」が例示されていますが、就業規則が適用される事業年度に定めはありますか。また、提出にあたり注意する点はありますか。

A 8 事業年度に関わらず、調査票提出日前の就業規則が対象となります。労働基準監督署の受付印があるものの写しを提出してください。

なお、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画においても同様に扱います。

Q 9 育児休業について、父母の一方が取得する場合（満1歳）と父母がともに取得する場合（満1歳2か月）のいずれも育児・介護休業法に規定する内容を上回る必要がありますか。

A 9 どちらとも育児・介護休業法の規定を上回るときが対象となります。

Q 10 育児をする従業員のため保育施設と個別に契約している場合は、「事業所内の託児施設の設置」に含まれませんか。

A 10 含まれます。

Q 11 看護休暇について、小学校就学前の子が1人の場合（5日）と子が2人以上の場合（10日）のいずれも育児・介護休業法を上回る必要がありますか。

A 11 いずれか一方が育児・介護休業法の規定を上回れば対象となります。
なお、介護休暇についても同様に扱います。

※子の数を指定しない就業規則において、10日を限度とする看護休暇は対象となりますですが、9日を限度とする場合には、子が2人以上のとき法令違反となりますので注意が必要です。

◎その他

Q 12 新規及び工種の追加のみ受け付ける令和6年度適用（中間年）建設工事入札参加資格審査において、この事業による評点の付与は受けられますか。

A 12 評点付与を希望する場合は、中間年審査の申請手続によってください。
(**A 1** 参照)